



特別支援教育サービス | アラバマ州教育省

アラバマ州における手続き上の保障 （「特別支援教育の権利」）

2025年1月にALSDEに
より承認





アラバマ州教育委員会

Gov. Kay Ivey	委員長
Jackie Zeigler	第1地区
Tracie West	第2地区
Stephanie Bell	第3地区
Yvette M. Richardson, 教育博士	第4地区
Tonya S. Chestnut, 教育博士	第5地区副代表
Marie Manning	第6地区プロチーム長
Belinda McRae	第7地区
Wayne Reynolds, 教育博士.	第8地区
Eric G. Mackey, 教育博士.	書記 兼 執行役員

アラバマ州教育省、Eric G. Mackey、教育長

アラバマ州教育委員会およびアラバマ州教育省は、人種・肌の色・障害の有無・性別・宗教・国籍・本プログラムにおける年齢・活動・職業による差別をせず、ボーイスカウトやその他指定のユースグループに等しく参加できるように働きかけます。不当差別禁止方針に関するお問い合わせは、次の担当者が責任をもって対応いたします：アラバマ州教育省Title IXコーディネーター、P.O. Box 302101, Montgomery, AL 36130-2101、電話番号 (334) 694-4717



アラバマ州の手続き上の保障措施(特別支援教育への権利)

事前の書面による通知A	2
保護者による同意書A	3
独立した教育評価	5
紛争解決手段	6
記録Aへのアクセス	18
お子様の権利	20
懲罰	22

障害のあるお子様の教育に関する連邦法である「個別障害者教育法」(IDEA)では、学校に対し、IDEAのB部門および米国教育省の規制に基づいて利用できる手続き上の保護措置の詳細な説明を含む通知を保護者に提供することを義務付けています。この通知のコピーは、年1回保護者に渡される必要がありますが、次の場合には年1回以外にも保護者にもコピーを渡さなければなりません。

1. 最初の紹介または評価にあたる保護者の要請に応じる場合
2. 年次の最初に州からの苦情を受けた場合
3. その年次中に初めて適正手続きによる聴聞会から要請があった場合
4. 配置が変更となる懲戒処分を決定した場合、および 5. 保護者の要請があった場合

以下は、B部門についての権利を説明する全文です。これらの権利のいずれかに関するより詳細な説明を希望される場合は、学校長、学校システムの特別支援教育コーディネーター、または学校の管轄の教育長までご連絡ください。権利の写しをご希望の場合や不明点がある場合、相談の場の設けたいなどのご要望は、地域の公的機関までお問い合わせください。

事前の書面による通知A

34 C.F.R. § 300.503

地方公共団体は、以下のいずれかの事由が発生する前に、合理的な期間内に書面による通知(特定の情報の提供を書面にて)を行う必要があります。

1. お子様の本人確認、評価、教育上の配置、無料で受けられる適切な公教育(FAPE)の準備の実施または変更に関する提案。
2. お子様の本人確認、評価、教育上の配置、FAPEの準備の実施または変更の拒否。

書面通知には以下の内容を明記する必要があります。

1. 地方公共団体が提案あるいは拒否した行動の記録。
2. なぜ地方公共団体がこの行動を提案あるいは拒否したかの説明。
3. どの評価、アセスメント、記録、報告の段階において、地方公共団体がその行動を提案あるいは拒否しているかの説明。
4. IDEAの事務上の保護措置の規定の下で受けられる保護に関する声明および本通知が評価に利用される最初の照会情報でない場合は、手続き保護の写しを入手できる手段。
5. IDEAの理解に役立つ連絡先の記載。
6. お子様の個別教育プログラム(IEP)チームが検討したその他の選択肢とそれらの選択肢が却下された理由の説明。
7. 地方公共団体が措置を提案または拒否したその他の理由についての説明。

理解しやすい言語での通知

事前通知は以下を満たす必要があります。

1. 一般に理解可能な言語で作成されていること。
2. 明らかに不可能な場合を除き、あなたの母語またはあなたの使用するその他の意思伝達手段で提供されること。

母語や意思疎通の方法が筆記による言語ではない場合、教育機関はこれらを約束する必要があります。

1. 通知が、口頭、またはその他の方法でああなたの母語や意思伝達手段に翻訳されていること。
2. あなたが通知の内容を理解していること。
3. 第1・2段落の条件を満たしていることを示す証拠が文書化されていること。

地方公共団体が電子メールによる通知を提供している場合、保護者はこれらの規則に基づいて要求された通知を電子メールで受け取ることを選択できます。

書面通知が配布されるのは、お子様が通常の卒業証書で高校を卒業した時、もしくは無料の適切な公教育を受ける資格のある年齢を超えたために退学するときです。

「個別障害者教育法」(IDEA)

のB部門では、3歳から21歳までの障害の児童・生徒に特別教育および関連サービスを提供する際の州および地方教育機関(学区)に対する要件を定めています。

保護者による同意書A

34 C.F.R. § 300.300

「保護者の同意」の定義

「同意」は以下の意味です。

1. 保護者は、同意しようとしている行為に関するあらゆる情報について、母語またはその他の意思伝達手段（サインランゲージ・点字・オーラルコミュニケーション）による完璧な情報提供を受けている。
2. 保護者はその行為を書面で理解および同意しており、同意書にはその行為が記述されており、開示予定の記録が掲載されている（該当する場合）。
3. 保護者は、同意が任意のものであり、保護者によるものであり、同意を撤回視することをいかなる場合でも行えるということを理解している。
4. もし保護者が、お子様が特別支援教育やそれに関係するサービスを受け始めてから同意を撤回する場合、保護者はそれを明記することで、同意を撤回することができる。
 - a. 同意の撤回は同意が行われてから撤回されるまでの間に行われことがらをなかつたことにすることはできない。
 - b. 地方公共団体が、あなたのお子様は特別支援教育やそれに関わるサービスを受けたということに係る記録を、同意の撤回後に修正・変更することを要求していない。

初期評価に対する保護者の同意

地方公共団体は、提案された措置について、事前に書面による通知を行ったうえで、「事前の書面による通知」および「保護者の同意」の見出しで説明されているように、事前に保護者に同意を得ることなく、お子様がIDEAのB部門に基づいて特別教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかを判断するための初期評価を実施することはできません。

地方公共団体は、お子様が障害児であるかどうかを判断するための初期評価について、親御さんのインフォームドコンセントを得よう合理的に努力をしなければなりません。あなたが初期評価に同意しても、学校がお子様に特別支援教育および関連サービスを提供し始めることにも同意したものとみなされません。

お子様が公立学校に在籍している場合、または保護者がお子様を公立学校に入学させようとしている場合において、初期評価への同意を拒否した場合、または初期評価への同意を求める要求に応じなかった場合、地方公共機関は、IDEAの調停または適正手続きによる苦情、和解交渉、および公正な適正手続きによる聴聞手続きを使用して、お子様の初期評価を実施することができますが、その義務はありません。このような場合において、地方公共団体があなたのお子様の評価を行わなかったとしても、その機関があなたのお子様の所在を突き止め、特定し、評価する義務に違反することにはなりません。

お子様が孤児院にいる場合の初期評価に対する同意

お子様が州の保護下にあり、保護者と同居していない場合、地方公共団体は、次の場合には、子どもが障害児であるかどうかを判断するための初期評価に保護者の同意は必要としません。

1. 地方の公的機関が合理的な努力を払ったにもかかわらず、お子様の保護者を見つけることができなかった場合。
2. 州法に従い親権が停止している場合、または、保護者以外の人物に対して教育的な決定権を付与する判決が下されており、その人物が初期評価に同意した場合。

初回評価のみに関して、お子様が州の保護下にあり、保護者と同居していない場合、地方公共団体は、次の場合には、お子様が障害のあるお子様であるかどうかを判断するための初回評価のために親からインフォームドコンセントを取得する必要はありません。

1. 地方の公的機関が合理的な努力を払ったにもかかわらず、お子様の保護者を見つけることができなかった場合。
2. 州法に基づいて、保護者としての権利が剥奪されている場合。
3. 裁判官が保護者以外の個人に教育上の決定を行う権利を付与し、初期評価に同意した場合。

公的機関は、お子様が障害を持つ生徒に該当するかどうかを判断するための初期評価に対するインフォームドコンセントを得るために、合理的な努力をしなければなりません。

IDEA で使用される「州の保護下」とは、居住する州によって以下のように判断される児童を意味します。

1. 里子
2. 州の法律により保護されていると判断される場合。
3. 公共のお子様の福祉施設に保護されている場合。

「州の保護下」という言葉には、IDEA で使用されている保護者の定義を満たす里親を持つ里子は含まれません。

サービスに対する保護者の同意

地方公共団体は、初めて特別支援教育およびその関連サービスを提供する前に、保護者の同意を得る必要があります。

地方公共団体は、お子様に初めて特別支援教育および関連サービスを提供する前に、保護者のインフォームドコンセントを得るための合理的な努力をしなければなりません。

初めて特別支援教育及びその関連サービスを受けることについての同意の要請に応じない場合、または同意を拒否した場合、もしくは後に書面で同意を撤回（取り消す）した場合、地方公共団体は次の措置を講じます。

1. 特別教育および関連サービス（お子様の IEP チームによって推奨）が保護者の同意なしにお子様
に提供されることに同意または裁定を得るために、手続き上の保護手段（調停、適正手続きによる
苦情、和解交渉、または公正な適正手続きによる聴聞会を含む）を使うことはできません。

初めて特別支援教育および関連サービスを受けることに同意しない場合、または同意の要請に応じない場合、または後に書面で同意を撤回し、地方公共団体が同意を求めた特別支援教育および関連サービスをお子様
に提供しない場合、地方公共団体は、

2. お子様
がFAPEのサービスを受けられるよう、サービスを提供する義務に違反しない。
3. IEPのミーティングを開催する、またはIEPを開発してあなたに同意を求めた特別支援教育および
関連サービスをお子様
に提供する義務はない。

お子様が初めて特別教育および関連サービスを受けた後、書面で同意を取り消す場合にはいつでも、地方公共団体は次の対応を行います。

1. 特別支援教育および関連サービスの提供を停止するのではなく、該当のサービスを停止する前に、「事前通知」という表題の文書に記載する形で事前通知を提供する。
2. 保護者の同意なしに、特別支援教育および関連サービスがお子様
に提供されるという合意または裁定を得るために、手続き上の保護手段（調停、適正手続きによる苦情、和解交渉、または公正な適正手続きによる聴聞会を含む）を使用することはできません。
3. お子様
にFAPE サービスを提供しなかったとしても、お子様にFAPEを提供するという要件に違反しているわけではありません。

再評価に対する保護者の同意

地方公共団体は、以下のことを証明できない限り、お子様を再評価する前に、保護者の同意を得る必要があります。

1. お子様
を再評価する上であなたの同意を得るために合理的な手段を講じた場合。
2. あなたが応答しなかった場合。

保護者がお子様の再評価に同意しない場合、地方公共団体は調停または適正手続きによる苦情処理手続きを利用して、保護者がお子様の再評価に同意しないことを覆すよう努め、お子様の再評価を追求することができますが、そうする義務はありません。地方公共団体がこのように再評価を追求することを拒否したとしても、IDEA B部門に基づく義務に違反することはありません。

保護者の同意を得るための合理的な努力の文書化

文書化学校は、初期評価、初めて特別教育および関連サービスを提供するため、再評価、および初期評価のために州の保護下にあるお子様の保護者を見つけるために、保護者の同意を得るための合理的な努力の文書を保管する必要があります。

地方公共団体は、初期評価に対する同意を得るため、初めて特別教育および関連サービスを提供するため、再評価のため、および初期評価のために州の保護下にある者の保護者を見つけるために行った合理的な努力が記載された文書を保持する必要があります。

文書には、地方公共団体のこれらの分野における以下のような取り組みの記録を含める必要があります。

1. 通話や発信の試み、その内容に関する詳細な記録
2. あなたに送付した文書と受け取った文書の写し
3. 家庭訪問または職場訪問とそれらの訪問結果に関する詳細な記録

その他の同意の条件

地方公共団体が以下を行う場合、保護者の同意は必要ありません。

1. お子様の評価や再評価の一環として既存データを確認する前
2. すべてのお子様に行われるテストやその他の評価は、そのテストや評価が行われる前にすべてのお子様の保護者の同意が必要な場合を除き、あなたのお子様にも実施してください。

地方公共機関は、IDEA の別の要件により地方公共機関がそうすることが求められていない限り、初期評価、サービスの初期提供、または再評価に関連する 1 つのサービスまたは活動への同意を拒否したことを根拠として、保護者またはお子様に他のサービス、特典、あるいは活動を拒否することはできません。

保護者が自費でお子様を私立学校に入学させた場合、または自宅でお子様を教育している場合、お子様の初期評価または再評価に同意しない、または同意を求める要求に応じない場合、地方公共団体は紛争解決手続き（調停、適正手続きによる苦情、和解交渉、または公正な適正手続きによる聴聞会など）を使用することはできません。また、同意を無視して、お子様が公平なサービス（保護者が私立学校に通わせている障害のあるお子様に提供されるサービス）を受ける資格があるとみなす必要はなく、また、お子様が公平なサービスを受ける資格があるとみなす必要もありません。

成年年齢に達した際の保護者の権利移譲

障害のあるお子様が、すべてのお子様に適用される州法に基づく成年年齢（19歳）に達した場合（州法に基づいて無能力と判断された障害のあるお子様を除く）、地方公共機関は、このパートで要求される通知をお子様と保護者の両方に提供する必要があります。IDEA のB部門に基づいて両親に与えられるすべての権利は、お子様に移行します。IDEA のパート B に基づいて両親に与えられるすべての権利は、成人または少年の州または地方の矯正施設に収監されているお子様へと移行します。権利が移行された場合はいつでも、機関は権利の移行についてお子様と両親に通知する必要があります。

独立した教育評価

34 C.F.R. § 300.502

独立教育評価 (IEE) とは、お子様の教育を担当する地方公共機関によって雇用されていない資格のある審査官によって実施される評価を意味します。

公費負担とは、IDEA B部門の規定に従って、地方公共団体が評価の費用全額を支払うか、評価が無償で提供されることを保証することを意味します。この規定により、各州は、州内で利用可能な州、地方、連邦、および民間のあらゆる支援源を利用して、同法のパート B の要件を満たすことができます。

IEEの基準

IEEが公費により行われる場合、評価場所や審査官の資格など、評価を受ける基準は、地方公共団体が評価を開始するときに使用する基準と同じである必要があります（それらの基準が IEE を受ける権利と一致する限り）。

上記の基準を除き、地方公共団体は、公費により IEE を取得することに関連する条件や期限を課すことはできません。

公費負担で評価を受ける権利

地方公共団体が取得したお子様の評価に同意できない場合は、公費でお子様の IEE を受ける権利があります。地方公共団体は、IEE からの要請があった場合、IEE を入手できる場所と IEE に適用される機関の基準に関する情報を保護者に提供する必要があります。

IEEには以下の条件が設けられています。

1. 公費によりお子様の IEE を要求した場合、地方公共団体は不必要な遅延なく、次のいずれかを行う必要があります。
 - a. 適正な手続きによる苦情を申し立て、お子様の評価が適正であることを示すための聴聞会の開催を要求する
 - b. 地方自治体が聴聞会で取得したお子様の評価が地方自治体の基準を満たしていないことを証明しない限り、IEEは公費で提供する
2. 地方公共団体が聴聞会を要求し、最終決定によって地方公共団体によるお子様の評価が適切であると判断された場合でも、あなたには IEE を受ける権利がありますが、公費負担にはなりません。
3. お子様への IEE を請求する場合、地方公共団体はあなたに、地方公共団体が取得したお子様の評価に異議がある理由を尋ねることがあります。ただし、地方公共団体は説明を要求せず、公費でお子様の IEE を提供すること、または地方公共団体によるお子様の評価を擁護するために適正手続きによる聴聞会を要求する適正手続きによる苦情の提出を不当に遅らせることはできない

地方公共団体があなたのお子様に対して行った評価にあなたが同意できない場合、そのたびに公費であなたのお子様の IEE を 1 回だけ受ける権利があります。

保護者主導の評価

公費でお子様の IEE を取得する場合、または私費で取得したお子様の評価を地方公共団体と共有する場合:

1. 地方公共団体は、お子様の評価結果が地方公共団体の IEE の基準を満たしている場合、お子様への FAPE の提供に関するあらゆる決定において、評価結果を考慮しなければならない。
2. あなた、あるいは地元の公的機関は、お子様に関する適正手続きの聴聞会で評価を証拠として提出することができる。

審問官による評価の要求

審問官が適正手続き公聴会の一環としてお子様の IEE を要求した場合、その評価にかかる費用は公費負担としなければなりません。

紛争解決手段

州の告訴と適正手続きの相違点 聴聞手続き

IDEA Part B の規制では、州の苦情申し立てと適正手続き聴聞会の手順が別途規定されています。以下に説明するように、個人または組織は、地方公共団体、州教育省、またはその他の公共団体による Part B の要件違反を主張して州に苦情を申し立てることができます。障害のあるお子様の特定、評価、教育的配置、またはお子様への FAPE の提供を開始または変更するための提案または拒否に関するあらゆる事項について、適正手続きによる聴聞会の要請を提出できるのは、あなた、あるいは地方の公的機関のみです。州教育機関の職員は通常、州の苦情を 60 日以内に解決する必要がありますが、期限が適切に延長されない限り、公平な適正手続き審問官は適正手続き聴聞会を聴聞し (和解交渉または調停を通じて解決されない場合)、審問官があなたの要求または地方公共機関の要求により特定の期限延長を許可しない限り、解決期間の終了後 45 日以内に書面による決定を下す必要があります。

地方公共団体がお子様に対して行った評価にあなたが同意できない場合、そのたびに地方公共団体の費用であなたのお子様の IEE を 1 回だけ受ける権利があります。

適正手続きによる聴聞の要求を提出できるのは、あなたまたは地方の公的機関のみです。

州への訴状の提出

34 C.F.R. § 300.151

州立の教育機関は、以下の手続きを書面にて行う必要があります：

- 1.別の州の組織または個人が申し立てた苦情を含む、すべての苦情解決
- 2.州立教育機関への苦情の提出
- 3.保護者訓練センター（parent training center）、保護者情報センター（parent information center）、保護・権利擁護機関（protection and advocacy agency）、自立生活センター（independent living center）、その他適切な法人を含む、保護者とその他関心を持つ個人に州の苦情申し立て手続きを広く知らせる

適切なサービスが拒否された場合の救済措置

州教育機関が適切なサービスを提供できていないと判断した州の苦情を解決するにあたり、SEA は次の事項に対処します。

- 1.お子様のニーズに対応するために適切な是正措置（補償サービスや金銭的補償など）を含む適切なサービスを提供できなかったこと。
- 2.将来、障害のあるすべての子どもたちに適切なサービスが提供されるということ。

州の苦情申し立て手続き（最小限）

州立教育機関は、苦情申し立てから60日以内に次の事項を通知するという期限を、州の苦情申立て手続きに含めなければなりません。

- 1.州立教育機関により調査が必要であると判断した場合、独立した現地調査を実施する旨。
- 2.苦情にに含まれる申し立てについて、口頭または文書で違反に関する追加情報の提出機会を与える旨。
- 3.地方公共団体またはその他の公共団体に、少なくとも以下の事項を含む苦情への対応の機会を提供する旨。
 - (a) 地方公共団体の選択により、苦情を解決するための提案、および (b) 苦情を申し立てた親と当該団体が自主的に調停に参加することに同意する機会を与える旨。
- 4.すべての関連情報を検討し、地方公共団体またはその他の公共団体がIDEA B部門の要件に違反しているかどうかについて独立した判断を下す旨。
- 5.苦情申立人に対し、苦情の各申し立てに対応する次の事項を含む書面による決定書を発行する：(a) 事実認定および結論、および (b) 州立教育機関の最終決定の理由

期限の延長、最終決定、履行

上記の州立教育機関の手続きには、以下の条件も満たす必要があります。

- 1.60日の制限の延長は、次の場合にのみ許可されます。(a) 特定の州の苦情に関して例外的な状況が存在する場合、または (b) あなたと地方の公共機関が、調停または紛争解決の代替手段を通じて問題を解決するために時間を延長することに自発的に同意した場合。
- 2.必要に応じて、州教育機関の最終決定を効果的に実施するための手順（(a)技術支援活動、(b)交渉、(c)コンプライアンスを達成するための是正措置など）を含める。

州への苦情と適正手続きの聴聞会

州からの書面による苦情が受理され、それが「適正手続きによる苦情の提出」の見出しで説明されている適正手続きによる聴聞の対象でもある場合、または州の苦情に複数の問題が含まれており、そのうちの1つ以上がそのような聴聞の一部である場合、州は、適正手続きによる聴聞で取り上げられている州への苦情のいかなる部分においても、聴聞が終了するまで保留します。州に寄せられた苦情のうち、適正手続き公聴会に含まれない部分の問題については、前述の期限と手続きを利用して解決します。

州への苦情で提起された問題について、以前に同じ当事者（たとえば、あなたと地方公共機関）が関与する適正手続きの聴聞会で決定されている場合、適正手続きの聴聞会の決定はその問題に対して拘束力を持ち、州の教育機関は苦情申立人にその決定が拘束力を持つことを通知する必要があります。

地方公共団体が適正手続きによる聴聞会の決定を実施しなかったとする州の苦情は、州立教育機関によって解決されます。

州立教育機関は、他の州の組織または個人によって提出された苦情を含む、あらゆる苦情を解決するための文書化された手順を備えていなければならない。

州への苦情を申し立てる 34 C.F.R. § 300.153

組織または個人は、前述の手續の下、署名入りの書面をもって州に対する苦情を申し立てることができます。

州の苦情の電子提出を受け付けており、デジタル署名が必要です。州への電子苦情が提出されると、州教育機関は次の対応を行います。

1. 同意の情報源として特定の人物を識別および認証し、電子的方式の同意に含まれる情報に関して該当する人物の承認を示す
2. 電子的方式で州に苦情を申し立てた団体は、自身の訴えた苦情が書面で申し立てた場合と同一の効果を持つことを十分に理解するよう働きかける
3. 電子的方式で州に申し立てられた苦情には、書面で申し立てた場合に適用されるものと同一の守秘義務要件が適用されることを明示する

書面による苦情は、ALSDEとSES までお送りください。

メールアドレス: sesdr@alsde.edu

郵送先: SES WRITTEN COMPLAINT
Special Education Services
Alabama State Department of Education
P.O. Box 30201
Montgomery, AL 36130

州に対する苦情には以下の内容を記載しなければなりません。

1. 地方公共団体が IDEA B部門 の要件または 34 C.F.R. パート 300 のその実施規則に違反したことを示す声明。
2. 声明の根拠たる事実
3. 苦情を申し立てる団体の署名と連絡先情報
4. 特定のお子様への違反行為が見受けられた場合には：
 - a) そのお子様の名前、住所、
 - b) 現在通っている学校名、
 - c) ホームレスの生徒または学生である場合には、利用可能なそのお子様の連絡先、現在通っている学校名、
 - d) 問題に関連する事実を含む、子どもの問題の性質の説明、
 - e) 苦情が申し立てられた時点で苦情を申し立てている当事者団体が知っており且つ可能な範囲内で提案された問題解決

州に対する苦情申し立て手續の採択の表題の下で説明した通り、訴える苦情の内容は、苦情を受領した日の最大1年前までに発生した違反に対するものでなければなりません。

州に対する苦情を提出する当事者は、州の教育機関に苦情を提出すると同時に、苦情のコピーを地元の公的機関またはお子様を担当するその他の公的な機関に送付する必要があります。

州教育機関は匿名の苦情に対して書面による決定を下すことはございません。ただし、匿名の苦情の性質によっては、監視システムを通じて総監督責任の一環として、提供された情報を検討する場合があります。

州への苦情フォーム 34 C.F.R. § 300.509

州教育機関は、州への苦情申し立てを支援するためのモデルフォームを作成いたしました。ただし、州は、州の苦情を申し立てる際に、このモデルフォームを使用することを義務付けていません。州に対する苦情申し立てに必要な情報が記載してあれば、ひな型を使用しても他の書式を使用しても構いません。州の苦情を提出するための州のモデルフォームは、次の場所にあります:[Dispute Written State Complaint](#) または www.alabamaachievers.org Families and Students > Special Education > Dispute Resolution > Dispute Written State Complaint

州教育機関は匿名の苦情に対して書面による決定を下すことはございません。

州による仲裁の方法

34 C.F.R. § 300.506

州教育機関は、適正手続きによる苦情の提出前に生じた問題を含む、IDEA B部門に基づくあらゆる問題に関する意見の相違について、あなたと地方公共機関が和解できるように調停を提供しています。したがって、IDEA のパート B に基づく紛争を解決するために調停を利用することができます。

要件

手続きでは、調停の過程に次のことを満たす必要があります。

- 1.あなた側と地方公共団体側に対し、これは任意であること。
- 2.適正手続きによる審問を受ける権利を否定または遅らせるために、またはIDEAのB部門で規定されているその他の権利を否定するために使用されないこと。
- 3.効果的な調停技能を習得しており、資格要件を満たした公平な仲裁人により実施されること。

地方公共団体は、投薬治療を利用しないことを選択した保護者や学校に対し、次のような利害関係のない第三者と都合の良い時間と場所で面会する機会を提供する手続きを策定することが可能です。

- 1.適切な代替紛争解決機関、または州内の親の訓練・情報センター、または地域の親のリソースセンターと契約を結ぶ手続き。
- 2.調停プロセスの利点を説明し、その利用を推奨する手続き。

州教育機関には、資格のある調停人であり、特別教育および関連サービスの提供に関する法律や規制を知っている人々のリストがあります。

調停人は、交代制、あるいはその他の公平な基準に基づいて選出されます。

会議の費用を含む調停手続きの費用は国が負担します。

調停手続きにおける各会議は、適切なタイミングでスケジュールされ、あなたと地方公共団体にとって都合の良い場所で開催される必要があります。

あなたと地方公共団体が調停手続きを通じて紛争を解決する場合、両当事者は解決策を定めた法的拘束力のある合意を締結したうえで、以下の事項を遵守する必要があります。

- 1.調停プロセス中に行われたすべての話し合いは機密扱いとされ、その後の適正手続きによる審問や民事訴訟（裁判）で証拠として使用されないことを明記する。
- 2.地方公共団体を拘束する権限を有する地方公共団体の代表者と本人の両者が署名する。

書面により署名された調停合意は、管轄権を有する州の裁判所（州法に基づいてこの種の事件を審理する権限を持つ裁判所）または米国の地方裁判所で執行可能です。

SEA により、他の州の執行メカニズム（州の苦情、調停、または適正手続きによる聴聞会）が調停合意の執行への追求が許可されます。これらのメカニズムの使用は必須ではなく、当事者が管轄権を有する州裁判所またはアメリカ合衆国の地方裁判所で書面による合意の執行を求める権利を遅らせたり否定したりしてはなりません。AAC 290-8-9.08(13)

調停中に発生した議論は機密情報として取り扱われなければなりません。IDEA B部門に基づいて援助を受けている州の連邦裁判所または州裁判所の今後の適正手続きによる審問または民事訴訟において証拠として使用することはできません。

ただし、当事者は調停開始前に守秘義務に関する誓約書に署名する必要はありません。

州立教育機関は、IDEA に基づく紛争をあなたと公的機関が解決できるように調停を提供しています。

調停プロセス中の話し合いは機密事項として扱われ、連邦裁判所または州裁判所の今後の適正手続きによる審問や民事訴訟において証拠として使用することはできません。

仲裁人の公平性

仲裁人は次の要件を満たす必要があります。

1. お子様の教育や保育に携わる州立教育機関または地方公共団体の職員ではないこと。
2. 仲裁人の客観性と相反する個人的または職業的利害があってはならないこと。

その他の点において調停人としての資格を有する人物は、調停人として働くために州から報酬を受け取っているという理由だけで、州教育機関の従業員であるとは言えません。

調停請求フォーム

州立教育機関は、調停の要請を支援するために調停要請フォームを作成しました。しかし、州は調停を要求するためにこのフォームの使用を義務付けていません。州の調停リクエストフォームは、[Dispute Mediation Request](#) または [alabamaachievers.org](#) Families and Students > Special Education > Dispute Resolution > Dispute Mediation Request で見つかります。

調停手続きについて 34 C.F.R. § 300.507

適正手続きに関する苦情申し立て

あなた、あるいは地方公共団体が調停手続きに関係して関係しています：

1. お子様の本人確認・評価・教育上の配置の実施または変更に関する提案
2. お子様をFAPEを受けるための準備

適正化手続きの苦情は、あなたまたは地方公共団体が適正手続きの苦情の根拠となる申し立てられた行為について知る、または知るべきであった時点から2年以内に発生した違反を申し立てるものでなければなりません。

上記の予定は、次の理由により期間内に適正手続きに関する苦情を申し立てることができなければ適用されません。

1. 地方公共団体が、苦情で指摘された問題を解決したということ、体的に虚偽の報告をした。
2. 地方公共団体は、IDEAに基づいてあなた宛に提供することが義務付けられている情報をあなたから隠していた。

地方公共団体は、利用者が情報を要求した場合、または利用者もしくは地方公共団体が適正手続きによる苦情を申し立てた場合、その地域で利用できる無料または格安の法律サービスおよびその他の関連サービスを利用者に通知しなければなりません。

アラバマ障害者支援プログラム (ADAP : Alabama Disabilities Advocacy Program)

P.O. Box 870395 · Tuscaloosa, AL 35487-0395 · (800) 826-1675 · www.adap@adap.ua.edu

アラバマ保護者教育センター (APEC : Alabama Parent Education Center)

10520 US Highway 231 · Wetumpka, AL 36092 · (866) 532-7660 · www.alabamaparentcenter.com

アラバマ法的支援サービス (Legal Services Alabama)

2567 Fairlane Drive, #300 · Montgomery, AL 36116 · (866) 456-4995 · www.legalservicesalabama.org

特別支援教育法を専門とする弁護士の照会を希望する場合は、アラバマ州法曹協会 (Alabama State Bar Association) にご相談ください。お問い合わせ先：(800) 392-5660

調停手続き 34 C.F.R. § 300.508

審問を要求するには、あなたまたは地方公共団体（あるいは、あなたの弁護士または地方公共団体の弁護士）が、相手方に適正手続きの苦情を提出する必要があります。その苦情には次に示す項目をすべて記載し、苦情は常に機密情報として扱わなければなりません。

特別支援教育法を専門とする弁護士の照会を希望する場合は、アラバマ州法曹協会 (Alabama State Bar Association) にご相談ください。お問い合わせ先：

適正手続きに関する苦情に記載する内容

適正手続きに関する苦情には下記の項目を記載しなければなりません。

1. お子様の名前
2. お子様の住所
3. お子様に通っている学校
4. お子様が無学級の学生あるいは生徒である場合、お子様の連絡先と学校名
5. 提案または拒否された開始または変更に関連するお子様の問題の性質の説明（問題に関連する事実を含有する）
6. 苦情を申し立てた当事者（あなた、または地方公共団体）がその時点で知っており、利用可能な範囲で問題に対する解決策の提案。

適正手続きに関する苦情の聴聞会を開催する前に必要な通知

あなた、あるいは地方公共機関は、前のセクションに記載されている情報を含む適正手続きの苦情を提出するまで、適正手続きの聴聞会を行うことができません。

苦情の正当性

適正手続きに関する苦情申し立てを進めるには、その苦情が正当なものであるとみなされなければなりません。適正手続きの苦情は、苦情を受け取った当事者（あなたまたは地方公共団体）が、苦情を受け取った当事者が適正手続きの苦情が上記の要件を満たしていないという旨を考えていることを苦情を受け取った後 15 暦日以内に書面で審問官と他の当事者に通知しない限り、十分である（上記の内容要件を満たしている）とみなされます。

審問官は、受領側が適正手続きの苦情が不十分であると判断した通知を受け取ってから 5 日以内に、適正手続きの苦情が上記の要件を満たしているかどうかを決定し、あなたと地方公共機関に直ちに書面で通知する必要があります。

苦情の修正

あなたまたは地方公共団体は、以下の場合にのみ、苦情を修正することができます。

1. 相手方に書面の変更を承認し、「解決の手順」という項目で説明した通り、和解のための会議を通じて適正な手続きに関する苦情を解決する機会が与えられている場合
2. 適正手続き公聴会の開始5日前までに、審問官が変更の許可を与えた場合。

苦情申し立てを行う当事者が適正な手続きに関する苦情を変更する場合、解決のための会議の予定日（苦情を受領してから暦日15日以内）および解決のための期間（苦情を受領してから暦日30日以内）は、修正した苦情が提出された日から計算し直すものとします。

適正な手続きに関する苦情に対する公的機関の回答

地方公共団体が、適法手続きの苦情に含まれる主題に関して、「事前の書面による通知」という見出しで説明されているように、あなたに事前の書面による通知を送付していない場合、地方公共団体は、適法手続きの苦情を受け取ってから 10 暦日以内に、次の内容を含む回答をあなたに送付する必要があります。

1. 地方公共団体が適正手続き苦情で提起された措置に関して、それを提案または拒否した理由の説明。
2. お子様を担当するIEPチームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明
3. 地方公共団体が提案または拒否された措置の根拠として使用した各評価手順、評価、記録、または報告する書面での説明。
4. 地方公共団体の提案または拒否された措置に関連するその他の要因についての説明。

上記の 1 ~ 4 項の情報を提供したとしても、地方公共団体が適正手続きによる苦情が不十分であったと主張することを妨げるものではありません。

適正手続きに関する苦情申し立てを進めるには、その苦情が正当なものであるとみなされなければなりません。

適正手続き聴聞会の申請書のモデルは、alabamaachieves.org からご覧いただけます。

適正な手續に関する苦情に対する相手方の回答

上記の「適正手續による苦情における地方公共機関の対応」の小見出しで述べられている場合を除き、適正手續による苦情を受け取った当事者は、苦情を受け取ってから 10 暦日以内に、苦情の問題に具体的に対処する回答を相手方に送信する必要があります。

調停モデルフォーム 34 C.F.R. § 300.509

州立教育機関は、適正手續による苦情の申し立てを支援するためのモデルフォームを開発しました。

しかし、州はこのモデルフォームの使用を義務付けていません。適正手續による苦情を提出するために必要な情報が含まれている限り、モデルフォームまたは別のフォームを使用することができます。

適正手續き聴聞会の申請書のモデルは、[Dispute Due Process Complaint](#)または www.alabamaachievers.org > Families and Students > Special Education > Dispute Resolution > Dispute Due Process Complaint から見つかります。

和解に向けてのプロセス 34 C.F.R. § 300.510

和解のための会議

適正手續き苦情の通知を受け取ってから 15 日以内、かつ適正手續き聴聞会が始まる前に、地方公共機関は、あなたと、適正手續き苦情で特定された事実について具体的な知識を持つ IEP チームの関連メンバーとの会議を招集する必要があります。

会議の開催要件は以下の通りです

1. 地方公共団体を代表した、意思決定権を持つ地方公共団体の代表者を含めること。
2. 弁護士が同伴しない限り、地方公共団体の弁護士は参加できない。

あなたと地方公共団体は、会議に出席する IEP チームの関連する人員を決定します。

会議の目的は、適正手續きによる苦情と、苦情の根拠の事実について話し合い、地方の公的機関が紛争を解決する機会を得ることです。

次の場合、和解のための会議を開催する必要はありません。

1. あなたと地方公共団体は、書面により会議を行う
2. あなたと地方公共団体は、「調停」の見出しの項目で説明されているように、調停プロセスを使用することに同意する

和解にかかる期間

地方公共団体が適正手續き苦情の受領後 30 以内 (和解手續きの期間中) に適正手續き苦情を満足のいく形で和解しなかった場合、適正手續き聴聞会が行われることがあります。

「審問官の決定」の項目で説明した通り、適正な手續き公聴会の最終決定を発行するまでの期間は、解決期間である暦日30日が経過してから暦日45日間が設けられています。後述する通り、例外として解決期間である暦日30日に適用された調整は除きます。

あなたと地方公共団体の双方が解決プロセスを放棄しているか、調停を利用することに同意している場合を除き、和解交渉に参加しなかった場合、和解プロセスと適正手續きの審問のスケジュールは会議が開催されるまで延期されます。

地方公共団体が適正手續き苦情の受領後 30 以内 (和解手續きの期間中) に適正手續き苦情を満足のいく形で和解しなかった場合、適正手續き聴聞会が行われることがあります。

地方公共団体が合理的な努力を払い、その努力を文書化した後でも、和解交渉へのあなたの参加を得ることができない場合、地方公共団体は、30日の解決期間の終了時に、審問官にあなたの適正手続きによる苦情を却下するよう要請することができます。文書には、地方公共団体が相互に合意した時間と場所を調整しようとした次のような記録を含める必要があります。

1. 通話や発信の試み、その内容に関する詳細な記録
2. あなたに送付した文書と受け取った文書の写し
3. 家庭訪問または職場訪問とそれらの訪問結果に関する詳細な記録

地方公共団体が、適正手続きの苦情の通知を受け取ってから15日以内の期日に和解会議を開催しなかった場合、または和解交渉に参加しなかった場合、審問官に45日の適正手続き審問のタイムラインを開始するよう依頼することができます。

暦日30日の解決期間の調整

あなたと地方公共団体が和解交渉を放棄することに書面で合意した場合、適正手続き聴聞会の45日のカウントは翌日から始まります。

調停または和解会議の開始後、30日の解決期間が終了する前に、あなたと地方公共機関が合意が不可能であると書面で合意した場合、適正手続きによる審問の45日のタイムラインは翌日から開始されません。

あなたと地方公共団体が調停手続きを利用することに同意しているものの、まだ合意に達していない場合、30日の解決期間の終了時に、両当事者が書面で継続に同意すれば、合意に達するまで調停手続きを継続することができます。ただし、継続期間中にあなたまたは地方公共団体のいずれかが調停手続きから撤退した場合、適正手続き聴聞会の45日のタイムラインは翌日から始まります。

書面での和解同意

和解交渉で紛争の解決が達成された場合、あなたと地方公共団体は、以下の法的拘束力のある合意を締結する必要があります。

1. あなたと地方公共団体を拘束する権限がある地方公共団体の代表者によって署名されている。
2. 管轄権を有する州裁判所（この種の事件を審理する権限を持つ州裁判所）または米国の地方裁判所で執行可能。

和解のための会議の結果としてあなたと地方公共団体が合意を締結した場合、いずれの当事者も、あなたと地方公共団体の両者が合意に署名した時点から3営業日以内に当該合意を無効にすることができます。

公正な適正手続きと審理 34 C.F.R. § 300.511

適正手続きによる苦情が提出された場合に、適正手続きによる苦情および和解へのプロセスのセクションで説明されているように、あなたまたは紛争に関与している地方公共機関には、公平な適正手続きによる聴聞の機会が与えられなければなりません。

保護者に提供される手続き上の保護措置の通知には、公聴会を開催する責任のある機関（例：学区、州教育機関、または他の州レベルの機関や団体）を明記する必要があります。

州立教育機関は適正手続き聴聞会を召集する責任を負い、適正手続き聴聞会の決定に対する控訴は裁判所に直接提出されます。

あなたと地方公共団体が和解交渉を放棄することに書面で合意した場合、適正手続き聴聞会の45日のカウントは翌日から始まります。

州立教育機関は、各審問官の資格に関する記述を含む、審問官を務める人物の一覧を保管しています。

公平な審問官

審問官の最低条件は次の通りです。

1. お子様の教育または養育に携わる地方公共団体または州教育機関の職員では不可能である。ただし、その人物は当局の職員ではなく、審問官としての職務を遂行するために当局から給与が支払われるだけである。
2. 公聴会における審問官の客観性と相反する個人的または職業的利害関係に無い。
3. IDEA の規定、IDEA に関連する連邦および州の規制、連邦および州の裁判所による IDEA の法的解釈について十分な知識および理解を持っている必要がある。
4. 適切で標準的な法律実務に沿って聴聞会を実施し、決定を下してそれを文書化する知識・能力を有している。

州立教育機関は、各審問官の資格を記載した審問官を務める人物の一覧を保持しなければなりません。

適正手続き聴聞会の主題

適正手続き聴聞会を請求する当事者は、相手方が同意しない限り、適正手続き公聴会で取り扱われなかった問題点をその公聴会において提起することはできません。

聴聞会請求の予定

あなたまたは地方公共機関は、苦情上で取り上げられている問題についてあなたまたは地方公共機関が知った、または知っているべきであった日から 2 年以内に、適正手続きによる苦情に関する公平な聴聞会を請求する必要があります。

予定に関する特例

上記の予定は、次の理由により適正な手続きで苦情を申し立てることができなければあなたには適用されません。

1. 地方公共団体が、苦情で提起された問題または課題を解決したと具体的かつ虚偽の報告をした。
2. 地方公共団体は、IDEA B部門 に基づいてあなたに提供することが義務付けられている情報をあなたから隠していた。

聴講の権利 34 C.F.R. § 300.512

あなたには適正手続き聴聞会において自分自身を代表する権利があります。それに加えて、適正手続きによる聴聞会（懲戒手続きに関する聴聞会を含む）の当事者には、以下の権利があります。

1. 障害のあるお子様の問題に関して弁護士や特別な知識や訓練を受けた人が同伴したうえで、助言を受ける権利。
2. 適正手続きにかかわる聴聞会において、弁護士による代理が出席する権利
3. 証拠を提示し、証人と対立し、尋問を行い、証人の出席を要求できる権利
4. 聴聞会当日の最低5業務日前までにその当事者に開示されていなかった証拠について公聴会で初めて提示することを禁じる権利
5. あなたの判断により、聴聞会の内容を書面や電子的な方式、書き起こしによって記録する権利
6. あなたの判断により、事実と決定の認定を書面や電子的な方式で入手する権利

適正な手続きに関する苦情を申し立てた当事者は、苦情の申し立ての証明責任またはこれを証明する責任を負います。

追加情報の開示

適正手続きによる聴聞会の少なくとも 5 日前までに、あなたと地方公共機関は、その日までに完了したすべての評価と、あなたまたは地方公共機関が聴聞会で使用することを予定しているそれらの評価に基づく推奨事項を相互に開示する必要があります。

審問官は、いずれかの当事者が、関連する評価または推奨事項を相手方の同意なく公聴会で初めて提示し、この要件に違反することを防ぐことができます。

あなたには次の権利が与えられるものとします。お子様を聴聞会に同席させる、公聴会を公開する、公聴会を録音する、事実の認定、提示された決定にかかる費用を負担しない。

聴聞会における保護者の権利

あなたに与えられるべき権利は次の通りです。

1. お子様を聴聞会に同席させる権利
2. 聴聞会を公開する権利
3. 聴聞会、事実認定、あなたに無償で提示された決定の記録を入手できる権利

聴聞会に関する判断 34 C.F.R. § 300.513

お様がFAPEを受けたかどうかに関する審問官の決定は、FAPEに直接関係する証拠と議論に基づくものでなければなりません。

(「IEPチームが不完全である」など) 手続き上の違反を申し立てる場合、審問官は手続き上の違反が次の場合に限り、お様がFAPEを受けていないことを認めることがあります

1. お子様のFAPEへの権利を妨害した場合
2. お子様の受けるFAPEの規定に関する意思決定プロセスに参加することをあなたが著しく妨害された場合
3. お子様を受けるべき教育上の恩恵がはく奪された場合

上記の規定はいずれも、審問官が地方公共機関に対して、IDEAのパートBに基づく連邦規則の手續き上の保障にかかわる条項(34 C.F.R. §§ 300.500 から 300.536)の要件を遵守するよう命令することを妨げるものと解釈することはできません。

適正手續き聴聞会の別途請求

IDEA B部門に基づく連邦規則の手續き上の保護措置セクション(34 C.F.R. §§ 300.500 から 300.536)のいかなる規定も、すでに提出された適正手續き苦情とは別の問題に関する別途の適正手續き苦情を提出することを妨げるものと解釈されることはありません。

諮問委員会と一般庶民に提示される認定内容と決定

州立教育機関は、個人を特定できる情報を削除した後、次の措置を講じる必要があります。

1. 適正手續き聴聞会での認定内容と決定を州特別支援教育諮問委員会(SEAP: Special Education Advisory Panel)に提示する
2. それらの認定内容と決定を公表する

決定の確認及び控訴 34 C.F.R. § 300.514

適正手續きによる聴聞会(懲戒手續きに関する聴聞会を含む)でなされた決定は最終的なものですが、聴聞会に関与した当事者は、「民事訴訟」の項目内で説明されているように、民事訴訟を提起して決定に対して控訴することができます。

審問のスケジュールとその便宜 34 C.F.R. § 300.515

州立教育機関は、30暦日の和解交渉期間満了後45暦日以内に、または、「30暦日の和解期間の調整」という小見出しの下に記載されている通り、調整後の期間満了後45暦日以内に、和解交渉を開くことを保証しなければならない。

1. 公聴会で最終決定に至る
2. 当事者それぞれに決定の写しを送付する

審問官は、いずれかの当事者の請求に基づいて、前述の暦日45日を超えた期間の延長を特別に許可することができます。延長可能な期間は各回45日間より少ない日数とします。期間延長を検討する際、審問官は以下の点を考慮します。

1. 延長により子どもの教育が遅れる期間が長くなることによって生じる悪影響
2. 延長の要求を回避する要求当事者が持つ能力
3. 期間延長請求が申立人によるものであった場合、申立人が聴聞会で申し立てを行う前に十分に準備できる機会があったかどうか
4. 期間延長請求を却下した場合の弊害

聴聞会は毎回、あなたとお子様にとって合理的な都合を考慮した時間と場所で開催されなければなりません。

- 5. 非公式の行政手続きを早急に行うというIDEA 2004の意図
- 6. 期間延長請求を認めることで、一方の当事者にとって都合の良い法解釈になること

審問官は期間延長請求について、都度、書面で回答するものとします。その回答には、正当な理由とともに事実認定と結論を記述するものとします。回答は記録の一部として取り扱われます。期間延長が認められた場合、審問官は聴聞会の新たな予定日を設定し、その日程を明記した書面で双方の当事者に通知します。

聴聞会は毎回、あなたとお子様にとって合理的な都合を考慮した時間と場所で開催されなければなりません。

民事訴訟 34 C.F.R. § 300.516

いずれの当事者も、(懲罰処分に関連する公聴会を含む)適正手続き聴聞会の認定内容と決定に同意しない場合には、適正手続き公聴会に関する問題について民事訴訟を起こす権利を有します。訴訟は、係争金額に関係なく、管轄権を有する州裁判所(この種の訴訟を審理する権限を持つ州裁判所)またはアメリカ合衆国の地方裁判所に提起することができます。

期限

訴訟を提起した当事者には、審問官が決定を下した日から民事訴訟を起こすまでに暦日30日が与えられます。

民事訴訟を提起する当事者は、審理決定を受領した後、30日以内に、民事訴訟提起の意思表示を提出しなければなりません。当事者は、意思に関わる通知の提出後30日以内に民事訴訟を提起しなければなりません。(AAC 290-8-9.08(9)(c)16)

追加手続き

いかなる民事訴訟に対しても、裁判所は次の通り対応します。

1. 行政手続きの記録を受領する
2. あなたによる要請または地方公共団体の要請により追加の証拠を聴取する
3. 証拠の優越に基づく決定を元に、裁判所が適切と判断した救済を付与する

法的救済の内容には、それに相当する状況下で、私立学校の学費や補償教育サービスの補償が含まれることがあります。

裁判管轄の地方裁判所

アメリカ合衆国の地方裁判所は、係争金額に関係なく、IDEA B部門に基づいて提起された訴訟について判決を下す権限を有します。

解釈に関する原則

IDEA B部門のいかなる内容も、米国憲法、1990年のアメリカ障害者法、1973年リハビリテーション法第V編(第504条)、または障害を持つお子様の権利を保護するその他の連邦法の下で利用可能な権利、手続き、および救済を制限または限定するものではありません。ただし、IDEAのパートBでも利用可能な救済を求めてこれらの法律の下で民事訴訟を起こす前に、当事者がIDEAのパートBの下で訴訟を起こした場合に必要なとされるのと同じ程度まで、上記の適正手続きを尽くさなければなりません。

適正手続きによる苦情申立て 審問が保留中のお子様の配置 34 C.F.R. § 300.518

以下に示す「懲戒」の見出しの下に規定されている場合を除き、適正手続きによる苦情が相手方に送付された後、解決手続き期間中、および公正な適正手続きによる聴聞会または裁判手続きの決定を待っている間、保護者と地方公共機関が別途合意しない限り、お子様は現在の教育体制に留まらなければなりません。

訴訟を提起した当事者には、審問官が決定を下した日から民事訴訟を起こすまでに暦日30日が与えられます。

米国連邦地方裁判所は、紛争の数に関わらず、IDEAの下で訴訟を提起する際の規定を定める権限があります。

適正な手續に関する苦情に公立学校の最初の入学申請が関連している場合、あなたの同意の下、お子様はその手續がすべて完了するまで、通常の公立学校プログラムを受けなければなりません。

適正手續による苦情が、IDEA 部門C に基づくサービスから IDEA のB部門 に基づくサービスに移行しているお子様に対する、IDEA のパート B に基づく初期サービスの申請に関係しており、お子様が3歳になったためにC部門のサービスを受ける資格がなくなった場合、地方公共機関はお子様を受けたC部門のサービスを提供する義務はありません。お子様がIDEA のパート B に基づいて資格があると判断され、親がお子様初めて特別教育および関連サービスを受けることに同意した場合、手續の結果が出るまで、地方公共機関は争いのない特別教育および関連サービスを提供する必要があります。

州教育機関が実施する適正手續による聴聞会で審問官が配置の変更が適切であるとの同意を得た場合、その配置は、お子様の現在の教育配置として扱われ、公平な適正手續による聴聞会または裁判手續きの決定を待つ間、お子様は留まることになります。

弁護士費用 34 C.F.R. § 300.517

IDEA のパート B に基づいて提起されたあらゆる訴訟または手續において、あなたが勝訴した場合、裁判所は独自の裁量により、費用の一部として合理的であるような弁護士費用をあなたに支払うよう命じることができます。

和解会議または調停会議に弁護士を同席させて参加させることにした場合、請求される弁護士費用は地方公共団体によって償還・負担されない可能性があります。

IDEA B部門 に基づいて提起された訴訟または手續において、裁判所は、その裁量により、弁護士が以下の条件を満たしている場合に、費用の一部として、現行の州教育機関または地方公共機関の弁護士に支払うべき合理的な弁護士費用を授与することができます。

- a. 申し立てた苦情や訴訟の内容が、不誠実、理不尽、または根拠のないものであると裁判所が判断した場合
- b. 訴訟が明らかに不合理、不合理、または根拠のないものとなった後も訴訟を継続した場合、または IDEA のパート B に基づいて提起された訴訟または手續において、適正手續による聴聞会または後の裁判の要求が、嫌がらせ、不必要な遅延、または訴訟または手續(審問)の費用の不必要な増加などの不適切な目的で提出された場合、裁判所は独自の裁量で、現行の州教育機関または地方公共機関の費用の一部として、あなたあるいは弁護士が支払うべき合理的な弁護士費用を裁定することができます。

費用の支給

裁判所は、以下の条件を満たす場合、合理的な弁護士費用を支給します。

1. 料金は、提供するサービスの種類と質について訴訟や処理が発生した地域社会で一般的な相場に基づいた金額でなければならぬ支給する料金の計算には、ボーナスを加算したり乗算を使用したりしてはならない
2. 以下に該当する場合、IDEA Part B に基づく訴訟や処理において、書面による和解案をあなたに提示した後に実施されたサービスについて弁護士費用は支給されず、関連費用も補償されません。
 - a. 申し出は、連邦民事訴訟規則第 68 条に規定された期間内に行われるか、適正手續による聴聞会の場合は、手續開始の 10 日以上前に行われることとする。
 - b. 和解案が暦日10日以内に受理されなかった場合
 - c. 裁判所または行政の審問官が、最終的にあなたの獲得した救済案があなたにとって和解案よりも有利ではないと判断した場合これらの制限があるにもかかわらず、あなたが勝訴し、和解提案を拒否したことが実質的に正当であった場合には、弁護士費用および関連費用の賠償があなたに支払われる場合がある。
3. 行政手續または裁判の結果として開催された会議を除き、IEPチームの会議に伴い発生する費用は支給されません。

和解会議または調停会議に弁護士を同席させて参加させることにした場合、請求される弁護士費用は地方公共団体によって償還・負担されない可能性があります。

解決のための会議は、「解決の手順」の項目で説明した通り、行政裁判または訴訟の結果として開催された会議とはみなされず、これらの弁護士報酬規定の適用上、行政裁判または訴訟ともみなされません。

裁判所は、以下に該当する場合、必要に応じて、IDEA Part Bに基づく弁護士費用の支給額を減額します。

1. 訴訟または処理の過程において、あなたもしくはあなたの弁護士が紛争の最終的な解決を正当な理由なく遅らせた場合
2. 別途認可された弁護士費用の支給額がその弁護士と合理的に同等と考えられる技能・評判・経験を有しており、同等のサービスを行う弁護士費用を考慮した上でその地域コミュニティでの一般的な時給を大幅に超えている場合
3. 訴訟や処理の性質から考えて時間と法的支援サービスを利用し過ぎていてと考えられる場合
4. 代理人弁護士が、「適正手続きの苦情」の見出しの下で説明されている適正手続き要求通知で適切な情報を地方公共機関に提供しなかった場合。

ただし、地方自治体または公的機関が訴訟または手続きの最終的な解決を不当に遅らせた場合と裁判所が判断した場合、または IDEA のパート B の事務上の保護規定に違反があった場合、裁判所は手数料を減額することはできません。

記録Aへのアクセス

34 C.F.R. § 300.613

情報機密 34 C.F.R. § 300.611

- 破棄とは、情報から個人識別情報を物理的に破壊または削除し、その情報が個人を特定できなくなることを意味する。
- 教育記録とは、34 CFR Part 99 (1974年 家族教育の権利とプライバシー法、20 U.S.C. 1232g (FERPA) を実施する規制) の「教育記録」の定義の対象となる記録の種類を意味する。
- 参加機関とは、IDEA のパート B に基づいて、個人を特定できる情報を収集、保持、または使用する、または情報を取得する学区または機関を意味する。

個人識別情報 (PII)

34 C.F.R. § 300.32

個人を特定できるとは、次の内容が含まれている情報を意味します。

1. お子様の氏名、保護者としてのあなたの氏名、またはお子様と保護者以外の家族の氏名
2. お子様の住所
3. 個人識別番号 (お子様の社会保障番号または学籍番号など)
4. 合理的かつ確実にお子様を特定できるとされる個人的特徴やその他情報の一覧

保護者への通知 34 C.F.R. § 300.612

州立教育機関は、以下の事項を含む個人情報の機密性について保護者に十分に通知するために、十分な通知を行わなければなりません。

1. 通知書について、州内の人種の母語で作成した範囲の説明
2. 個人を特定できる情報が保持されているお子様、求められる情報の種類、州が情報を収集する際に使用することを意図している方法 (情報を収集する情報源を含む)、および情報の使用方法に関する説明。
3. 個人を特定できる情報の保管、第三者への開示・保持・破棄について、参加している機関が遵守すべきポリシーと手続きの概要
4. FERPA およびその実施規則である 34 CFR Part 99 に基づく権利を含む、この情報に関する親と子のすべての権利の説明。

破棄とは、物理的な破棄または情報から個人の識別子が消去されることにより、その情報から個人を特定できなくなることを意味する。

教育記録とは、34 CFR Part 99 (1974年の FERPA を実施する規則、20 U.S.C. 1232 g) の「教育記録」の定義の対象となる記録の種類を意味する。

参加機関とは、個人を特定できる情報を保持または使用したり、IDEA に基づきそのような情報を入手する学校や機関、施設を指す。

特別教育や関連サービスを必要とするお子様を特定、所在確認、または評価する（「お子様の発見」とも呼ばれる）主要な活動の前に、州全体の保護者にこれらの活動を通知するのに十分な流通量を持つ新聞やその他のメディア、またはその両方で通知を掲載または発表する必要があります。

権利へのアクセス 34 C.F.R. § 300.613

参加機関は、IDEA B部門に基づいて教育機関が収集、保管、または使用するお子様に関する教育記録の閲覧および確認を許可する必要があります。参加機関は、不必要な遅延なく、IEPに関する会議、公正な適正手続きによる聴聞会（懲戒に関する聴聞会を含む）、解決セッションの前に、またいかなる場合でもリクエスト後 45 暦日以内に、お子様の教育にかかわる記録の検査および確認の要求に応じる必要があります。

あなたが教育情報を調査および再検討する権利には、次の権利が含まれます。

1. 記録に関する説明と解釈の合理的な要求に対し、参加している機関からの回答を得る権利
2. あなたが教育の記録を調査および再検討する際に、その記録の写しをなければ効果的な調査および再検討が実施できない場合、参加している機関に対して記録の写しを請求する権利
3. 代理人に記録を調査および再検討させる権利

参加機関は、後見、別居、離婚などの事項を規定する適用州法に基づいてあなたに権限がないことを通知されない限り、お子様に関する記録を検査および確認する権限があると推定する場合があります。

アクセス記録 34 C.F.R. § 300.614

参加しているすべての機関は、IDEA B部門に基づいて（参加機関の保護者および許可された従業員によるアクセスを除く）収集、保管、または使用される教育記録へのアクセスを取得した当事者の記録を保持する必要があります。記録には、当事者の名前、アクセスが付与された日付、および当事者が記録を使用する許可を受けた目的が含まれます。

複数のお子様にかかわる記録 34 C.F.R. § 300.615

教育記録に複数のお子様の情報が含まれている場合、それらのお子様の保護者は、自身のお子様に関係する情報のみを閲覧・確認する権利、またはその特定の情報について通知を受ける権利を有します。

位置情報のタイプのリスト 34 C.F.R. § 300.616

各参加機関は、要求に応じて機関が収集・保持・使用する教育情報の種類と場所を記載した一覧をあなたに提供しなければなりません。

費用 34 C.F.R. § 300.617

各参加機関は、IDEA B部門に基づいてあなたに代わって作成された記録のコピーに対して、その料金がそれらの記録を検査および確認する権利の行使を事実上妨げない場合に限り、料金を請求することができます。

参加機関は、IDEA B部門に基づいて情報を検索・取得するために料金を請求することはできません。

保護者の要請による記録の修正 34 C.F.R. § 300.618

IDEA B部門に基づき、収集、保管、または使用される教育記録内のお子様に関する情報が不正確、誤解を招く、またはお子様のプライバシーやその他の権利を侵害していると思われる場合は、参加機関に情報の変更を要求することができます。

参加機関は、あなたの請求に応じて、この請求を受領してから合理的な期間内に情報を変更するかどうかを決定しなければなりません。

参加機関があなたの請求に応じて情報の変更を拒否する場合、「聴聞会を開催する機会」の項で説明した通り、あなたに対して拒否の旨の通知とあなたの権利についての助言を行う必要があります。

参加機関は、IDEA B部門に基づいて教育機関が収集、保管、または使用するお子様に関する教育記録の閲覧および確認を許可する必要があります。

聴聞会の機会 34 C.F.R. § 300.619

参加機関は、請求に応じてあなたがお子様に関する教育情報に記載されている情報への異議申し立てを行い、その情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、プライバシーやお子様の権利を侵害するかどうかを判断するための聴聞会を開催する機会を設けなければなりません。

聴聞会の手順 34 C.F.R. § 300.621

教育記録の情報に異議を申し立てるための聴聞会は、FERPAに基づく手順に従って実施されなければなりません。

聴聞会の結果 34 C.F.R. § 300.620

参加機関は、聴聞会の結果として、その情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、プライバシーやお子様の権利を侵害すると判断した場合、その情報を適切な内容に変更し、あなたに書面で通知しなければなりません。

参加機関は、聴聞会の結果、その情報が正確でなかったり、誤解を招くものだったり、お子様のプライバシーや権利を侵害すると判断した場合、あなたに、お子様について管理する記録への情報に対する注釈を記載するか、参加機関の決定にあなたが同意しない理由を記載する権利を通知しなければなりません。お子様の記録に前記の説明を記載する際は、下記を満たす必要があります。

1. 記録または紛争中の部分が参加機関により保持されている限り、お子様の記録の一部として参加している機関がそれらを保持すること
2. 参加機関がお子様の記録が異議申し立てのあった情報を別の当事者に開示する場合、前記の説明もその当事者に開示すること

個人情報の開示への同意 34 C.F.R. § 300.622

個人を特定できる情報について、その情報が教育情報に含まれず、FERPAに基づく保護者の同意なしに作成されていない限り、参加している機関の職員以外の当事者に開示する前にあなたの同意を得なければなりません。以下に指定する場合を除き、IDEA のパート B の要件を満たす目的で、参加機関の職員に個人情報が公開される前に、あなたの同意は必要ありません。

移行サービスを提供または費用を負担する機関の職員に個人情報を公開する前に、あなたの同意、または州法で定められている成年年齢に達した適格なお子様の同意を得る必要があります。

あなたのお子様が、あなたが居住する地方自治体の管轄外にある私立学校に通っている、または通学する予定である場合、私立学校がある地方自治体の職員とあなたが居住する学区の職員の間で、お子様の個人情報が公開される前の段階で、あなたの同意を得る必要があります。

擁護 34 C.F.R. § 300.623

参加機関は、収集、保管、開示、破棄の各段階で個人を特定できる情報の機密性を保護する必要があります。

個人を特定できる情報の機密性保持には、各参加機関につき1名の職員がその責任を負います。

個人を特定できる情報を収集または使用するすべての人は、IDEA のパート B および FERPA に基づく機密保持に関する州のポリシーと手順に関する訓練・指導を受ける必要があります。

各参加機関は、一般公開の際に現時点で該当する機関において個人を特定できる情報にアクセスする権限を持つ従業員の氏名と役職一覧を保持しなければなりません。

情報の破棄 34 C.F.R. § 300.624

地方公共機関は、IDEA B部門に基づいて収集、保持、または使用された個人を特定できる情報が、お子様に教育サービスを提供するために不要になった場合には、その旨をお客様に通知する必要があります。

その情報は、あなたの要求に基づいて破棄されるものとします。しかし、お子様の記録は永久に記録され、

参加機関の職員以外の当事者に対し、個人情報が開示される前に、保護者の同意を得る必要があります。

住所、電話番号、成績、出席記録、出席したクラス、修了した学年、修了した年度は、無期限で保持される場合があります。

お子様の権利

親権の譲渡

州教育機関は、事実上、お子様の年齢、障害の種類および重症度を考慮して、保護者に与えられるものと同様のプライバシーの権利をお子様にする範囲に関する方針と手順を有しています。

34 CFR 99.5(a) の FERPA での規制に基づき、教育記録に関する親の権利は 18 歳になるとお子様に移譲されます。

IDEA により与えられた権利が、34 C.F.R. § 300.520 に従って成年年齢に達したお子様に譲渡される場合、34 C.F.R. §§ 300.613 から 300.624 の教育記録に関する権利もお子様に移譲されなければなりません。ただし、地方公共団体は、法律 615 条に基づいて必要な通知をお子様と保護者に提供する必要があります。

無償での適切な公教育が問題となる場合、親によって私立学校に入学させられる障害のあるお子様

34 C.F.R. § 300.148

IDEA 部門B では、地方公共団体があなたのお子様に FAPE を提供しており、保護者がお子様を私立の学校または施設に入学させることを選択した場合、地方公共団体が私立の学校または施設に通う障害のあるお子様の教育費 (特別教育および関連サービスを含む) を支払うことを義務付けていません。ただし、私立学校が所在する地方公共団体は、34 C.F.R. §§ 300.131 から 300.144 に基づいて親によって私立学校に入学させられたお子様に関する IDEA 規定のパート B に基づいてニーズが対処される対象集団にあなたのお子様を含める必要があります。

私立学校の入学費用の返金

お子様が以前、地方公共団体の管轄下で特別教育および関連サービスを受けており、地方公共団体の同意や紹介なしに私立の幼稚園、小学校、または中学校にお子様を入学させることを選択した場合、裁判所または審問官は、地方公共団体が入学前にお子様に FAPE を適時に提供していなかったため私立への入学が適切であると判断された場合、地方公共団体に入学費用の返金を要求できます。審問官または裁判所は、たとえ配置が地方公共団体が提供する教育に適用される州の基準を満たしていない場合でも、配置が適切であると判断する場合があります。

返金上限

前段で説明した費用の返金には減額または却下される場合があります。

- 次に該当する場合は。
 - あなたがお子様を公立学校から転校させる前に参加した直近の IEP 面談において、あなたが IEP チームに懸念事項を知らせなかったり、私立学校にお子様を公費で入学させる意思を含む、公的機関がお子様に FAPE を受けさせるために提案した配置を拒否する旨を知らせなかった場合
 - あなたがお子様を公立学校から転校させる日から少なくとも 10 業務日前までに、その情報を記載した書面通知を公的機関に提示しなかった場合
- 公立学校からお子様を退学させる前に、公的機関がお子様を評価する意図 (適切かつ合理的な評価目的の表明を含む) を事前に書面で通知したにもかかわらず、お子様が評価を受けられるようにしなかった場合
- 裁判所があなたの行為を不当と判断した場合

IDEA 部門B では、地方公共団体があなたのお子様に FAPE を提供しており、保護者がお子様を私立の学校または施設に入学させることを選択した場合、地方公共団体が私立の学校または施設に通う障害のあるお子様の教育費 (特別教育および関連サービスを含む) を支払うことを義務付けていません。

ただし、費用の返金については、

1. 以下の場合には、通知を行わなかったことを理由に、減少または拒否されてはなりません。
 - a. 学校があなたの通知の提供を妨害した場合
 - b. 上記に説明されている通知提供の義務について、あなたが知らされていなかった場合
 - c. 前述の条件を満たすことで、お子様に物理的な危害が及ぶと考えられる場合
2. 次の場合に該当すれば、裁判所もしくは審問官の指示の下、必要な通知を提供しなくとも、返金額が減額または却下されることはありません。
 - a. あなたが英語の読み書きができない場合
 - b. 前述の条件を満たすことで、お子様に精神的に深刻な危害が及ぶと考えられる場合

Disiplin

学校職員の権限

34 C.F.R. § 300.530

学校職員は、規律に関連する以下の要件に従って行われる配置変更が、学校の生徒行動規範に違反した障害のあるお子様に対して適切であるかどうかを判断する際に、その場の状況におうじて、特別な状況を考慮する場合があります。

学校職員は、障害のないお子様に対しても同様の措置をとる限りにおいて、生徒行動規範に違反した障害のあるお子様を、連続して 10 授業日を超えない範囲で、現在の配置から適切な暫定的な代替教育環境、別の環境、または停学に移行させることができます。

障害のあるお子様が、同年次中に合計 10 日間、現在の配置から外された場合、地方公共団体は、その学年度中のその後の配置から外された日数の間、小さい見出し「サービス」で要求される範囲でサービスを提供する必要があります。

障害のあるお子様が、同年次中に現在の配置から 10 日間離された後、現在の離された日数が 10 日連続以下であり、離されたことが配置の変更 (以下の定義を参照) ではない場合、学校職員は、そのお子様の教師の少なくとも 1 人と相談して、お子様が別の環境ではあっても一般教育カリキュラムに参加し続け、お子様の IEP に設定された目標の達成に向けて進歩できるようにするために必要なサービスの範囲を決定します。

追加権限

生徒の行動規範に違反した行為が見童の障害の現れではなく (「判定」の小さい見出しを参照)、懲戒処分による配置の変更が連続して 10 授業日を超える場合、学校職員は、障害のあるお子様に対して、障害のないお子様と同じ方法および期間で懲戒手続きを適用することができます。ただし、学校は「サービス」に記載されているように、そのお子様にサービスを提供する必要があります。お子様の IEP チームが、そのようなサービスのための暫定的な代替教育環境を決定します。

サービス

地方公共団体は、当該年次において現在の施設から 10 日以内離職した障害のあるお子様に対してサービスを提供することができます。お子様には代替の教育オプション (宿題、プロジェクト、授業の課題など) が提供され、暫定的な代替教育環境でサービスが提供される場合があります。

障害のあるお子様が、1 学年中に現在の学校から 10 日以上離校され、その行動がお子様の障害の兆候ではない場合 (「兆候の判定」の小さい見出しを参照)、または特別な状況下で離校される場合 (「特別な状況」の小さい見出しを参照)、次のことを行う必要があります。

1. 子どもが他の環境 (暫定的な代替教育環境の場合もある) であっても一般教育カリキュラムに参加し続け、子どもの IEP に設定された目標を達成できるように、教育サービス (FAPE を利用することが可能) を引き続き受ける。

学校職員は、学校の生徒行動規範に違反した障害のあるお子様の配置変更が適切かどうかを判断する際に、ケースバイケースで特別な状況を考慮する場合があります。

2.必要に応じて、違反行動を繰り返さないよう機能的行動評価 (Functional Behavioral Assessment) と行動介入・修正サービスを受け、違反行動が再び発生しないようにする

障害のあるお子様が、同年次中に現在の配置から 10 日間離された後、現在の離された期間が連続 10 日間以下であり、離されたことが配置の変更 (以下の定義を参照) ではない場合、学校職員は、お子様の教師の少なくとも 1 人と相談して、お子様が別の環境ではあっても一般教育のカリキュラムに参加し続け、お子様の IEP に設定された目標の達成に向けて前進するために必要なサービスの範囲を決定します。

除籍が配置の変更である場合 (「懲戒除籍による配置の変更」の項目を参照のこと)、お子様の IEP チームは、別の環境 (暫定的な代替教育環境など) であっても、お子様が一般教育カリキュラムに参加し続け、お子様の IEP に設定された目標の達成に向けて前進できるように、適切なサービスを決定します。

症状の決定

生徒の行動規範違反を理由として、障害のあるお子様の配置を変更する決定があった場合、その決定から 10 授業日以内に、地方自治体、保護者、および IEP チームのその他の関連メンバー (保護者と地方自治体によって決定) は、お子様の IEP、教師の観察、保護者から提供された関連情報など、生徒のファイルにあるすべての関連情報を確認し、次の事項を決定する必要があります。

- 1.問題となっている行為がお子様の障害によって引き起こされたか、またはお子様の障害と直接かつ実質的な関係があった場合。
- 2.問題となっている行為が、地方公共団体がお子様の IEP を実施しなかったことの直接の結果である場合。

地方公共団体、あなた、およびお子様の IEP チームの他の関連メンバーが、これらの条件のいずれかが満たされていると判断した場合、その行為はお子様の障害の現れであると判断される必要があります。

地方自治体、あなた、およびお子様の IEP チームの他の関連メンバーが、問題の行為が地方自治体の IEP の実施の失敗の直接的な結果であると判断した場合、地方自治体はそれらの欠陥を是正するために直ちに措置を講じなければなりません。

地方公共団体、あなた、および IEP チームの他の関連メンバーが、その行為がお子様の障害の現れであると判断した場合、IEP チームは次のいずれかを行う必要があります。

- 1.配置変更の原因となった行動が発生する前に地方公共団体が機能的行動評価を実施していた場合を除き、機能的行動評価を実施し、お子様に対する行動介入計画を実施する。
- 2.行動介入計画がすでに作成されていた場合、それを必要に応じて見直し・修正した上で問題行動に対処する

以下の「特別な場合」の小見出しで説明されている場合を除き、行動介入計画の変更の一環として、保護者と地方公共機関が配置の変更に同意しない限り、地方公共機関は、お子様を元の配置に戻さなければなりません。

特別な事情

行動がお子様の障害の結果であるかどうかに関わらず、お子様が以下の条件に該当する場合、学校職員は、最長 45 日間、暫定的な代替教育環境 (お子様の IEP チームによって決定) に生徒を移すことがあります。

- 1.学校に武器 (右側の定義を参照) を携帯している、または学校内、学校敷地内、または SEA の管轄下にある学校行事において武器を所持している。

規制されている物質とは、規制物質法 (21 U.S.C. 812(c)) 第202条 (c) のスケジュール I、II、III、IV、またはVで特定される薬物またはその他の物質を意味します。

違法薬物とは、規制物質を意味しますが、認可を受けた医療専門家の監督下で合法的に所持または使用される規制物質、またはその法律または連邦法のその他の規定に基づくその他の権限の下で合法的に所持または使用される規制物質は含まれません。

重傷とは、アメリカ合衆国法典第18編第1365条(h)項(3)項に定める「重傷」という用語の意味を有します。

武器とは、アメリカ合衆国法典第18編第930条第1項(g)項(2)に規定される「危険な武器」という用語の意味を有します。

2. 学校内、学校敷地内、または SEA の管轄下にある行事中に、故意に違法薬物を所持または使用したり (右の定義を参照)、規制薬物を販売または販売を勧誘したり (右の定義を参照)、
3. 学校内、学校敷地内、または SEA の管轄下にある学校行事中に、他の人に重大な身体的傷害 (右の定義を参照) を負わせた。

通知

地方公共団体が、学生行動規範違反を理由にお子様の配置変更を伴う退去を決定した日に、地方公共団体は、決定を保護者に通知し、手続き上の保護通知を提供しなければなりません。

懲罰による隔離を理由とした配置変更 34 C.F.R. § 300.536

以下の場合、障害を持つお子様を現在の教育上の配置から隔離することは、クラス変更に該当します。

1. 連続して10授業日以上隔離されている
2. あなたのお子様は、次のような理由により、パターンを形成する一連の隔離の対象となっています:
 - a. 1学年次における10日以上隔離
 - b. お子様の行動は、一連の隔離につながった過去の事件におけるお子様の行動と実質的に類似している。
 - c. それぞれの隔離の長さ、お子様が隔離されていた合計時間、および連れ去り同士の近さなどの追加要因。

一連の隔離が配置の変更に関連するかどうかは、学区によってケースバイケースで判断され、異議が申し立てられた場合には、適正手続きと司法手続きを通じて審査されます。

設定の確定 34 C.F.R. § 300.531

IEPチームは、「追加権限」と「特別な事情」の項に基づいて、配置の変更および隔離という代替教育環境を決定します。

迅速な適性のための手続き 34 C.F.R. § 300.532

あなたは、以下に同意しない場合、適正な手続きに関する苦情を簡易的に申し立て、適正手続き聴聞会を請求することができます (「適正手続きに関する苦情申し立ての手順」の項を参照のこと)。

1. これらの懲罰条項に基づき下された配置の決定
2. 症状の決定が「症状の決定」の項で説明された内容に基づいている

公的機関は、現在の配置を維持することであなたのお子様または他の子どもに事実上の損害を与える可能性があると考えられる場合、適正な手続きに関する苦情を簡易的に申し立て、適正手続き聴聞会の開催を請求することができます。

審問官の権限

「公平な審問官」の項で説明した要件を満たす審査官は、適正手続き公聴会を実施し、決定を下さなければなりません。審問官の権限の下、以下の対応が可能です。

1. 審問官が隔離は「教職員の権限」の項に定められた要件に違反すると判断した場合、またはお子様の行動が障害の症状に起因するものであると判断した場合、障害を持つお子様を隔離元の配置に復帰させること
2. 審問官が現在の配置を維持することで、あなたのお子様または他のお子様に事実上の損害を与える可能性があるとして判断した場合、現在の障害を持つお子様のクラス変更を指示し、最大授業日45日までの間、適切な代替教育環境に移行させること

これらの聴聞会の手続きは、公的機関がお子様を元の配置に復帰させることであなたのお子様または他の子どもに事実上の損害を与える可能性があると考えられる場合、繰り返し実施することができます。

あなたまたは地方公共団体は、他の適正手続き聴聞会での決定と同様に、迅速な適正手続き聴聞会で決定に対して控訴することができます。

あなたまたは公的な機関が適正手続きの苦情を提出してそのような聴聞会を要求する場合は、以下の場合を除き、「適正手続きの苦情手続き」および「適正手続きの苦情に関する聴聞会」の見出しの下で説明されている要件を満たす聴聞会を開催する必要があります。

1. SEA は、迅速な適正手続きによる聴聞会を手配する必要があります。聴聞会は、聴聞会の要請が提出された日から 20 営業日以内に開催され、聴聞会后 10 営業日以内に決定が出されなければなりません。
2. あなたと地方公共機関が書面で会議を放棄するか、調停を利用することに同意しない限り、和解交渉は適正手続きの苦情の通知を受け取ってから 7 暦日以内に開催されなければなりません。適正手続きに関する苦情を受領してから暦日 15 日以内に、双方の満足する結果で解決しなければ、公聴会を進めることができます。
3. 証拠の開示と評価の予定期間は 5 業務日未満に行うものとし、この予定期間は聴聞会の事前協議において審査官が設定しなければなりません。

あなたまたは地方公共団体は、他の適正手続き聴聞会での決定と同じ方法で、迅速適正手続き聴聞会での決定に対して控訴することができます（「迅速な適正手続き」の見出しを参照のこと）。

適正手続きのための配置

34 C.F.R. § 300.533

あなたもしくは公的機関が懲罰処分に関連する適正手続きへの苦情を申し立てた場合、審問官の決定が下されるまで、または「教職員の権限」の項で説明した期間内に提示された隔離期間が満了するまで、このどちらか先に発生した方の期間が、（あなたと公的機関が別途同意しない限り）お子様は代替教育環境に留まらなければなりません。

特別教育およびその関連サービスを受ける資格のないお子様の保護¹

34 C.F.R. § 300.534

お子様が特別教育および関連サービスを受ける資格がないと判断され、学生行動規範に違反しているが、懲戒処分の原因となった行為が発生する前に、地方公共団体がお子様障害のあるお子様であることを知っていた場合（以下に判定）、お子様はこの通知に記載されている保護のいずれかを主張することができます。

懲戒処分の原因となった行為が発生する前に、地方公共団体は、以下の場合には、お子様が障害のある子どもであることを知っていたものとみなされます。

1. 適切な教育機関の監督者または管理担当者、またはお子様の教師に対して、お子様が特別な教育および関連サービスが必要としていることを書面で懸念していることを表明した場合。
2. IDEA に基づく特別支援教育および関連サービスの認定に関する評価をあなたが要求していた場合。
3. お子様の担任教師または他の地方公共団体の職員が、お子様の行動パターンについて、当該機関の特別教育担当ディレクターまたは他の監督職員に直接具体的な懸念を表明した場合。

例外

次のような場合には、地方公共団体はそのような知識を有しているとはみなされません。

- 1.1. お子様に評価を受けさせなかった、または特別支援教育サービスを受けさせることを拒否した場合
- 2.2. お子様が、IDEA に基づいて評価され、障害のあるお子様ではないと判断された場合

基本知識がない場合に適用される条件

地方公共団体が、あなたのお子様に対して懲戒措置を講じる前に、あなたのお子様障害のあるお子様であることを認識していない場合は、上記の「特別教育および関連サービスを受ける資格のないお子様の保護および例外」の項で説明されているように、同様の行為を行った障害のないお子様に適用される懲戒措置があなたのお子様に適用される場合があります。

ただし、お子様が懲罰処分の対象となる期間中に評価が請求された場合は、簡易的に評価を実施しなければなりません。

お子様が障害を持っていると判断された場合、地方公共団体は懲戒要件を含む IDEA に従って特別教育および関連サービスを提供する必要があります。¹

お子様は、評価が完了するまで学校当局が決めた教育上の配置に在籍し続けますが、これには教育サービスを受けられない停学や除籍が含まれることがあります。

地方公共団体が実施した評価の情報と、保護者から提供された情報を考慮して、お子様が障害のあるお子様であると判断された場合、地方公共団体は、上記の懲戒要件を含む、IDEA のパート B に従って特別教育および関連サービスを提供する必要があります。

法律執行機関および司法当局への紹介および対応

34 . § 300.535

IDEAのB部門は、

1. 機関に対して、障害のあるお子様が犯した犯罪を適切な当局に報告することを禁止してはいません。
2. 障害のあるお子様が犯した犯罪に対する連邦法および州法の適用に関して、州の法執行機関および司法当局が責任を遂行することを禁止してはいません。

記録の転送

地方公共団体が障害のあるお子様による犯罪を報告した場合、地方公共団体は次の対応をとることとなっています。

1. 当該機関が犯罪を報告した当局が検討できるよう、児童の特別教育記録および懲戒記録のコピーが送付されることを確実にします。
2. お子様の特別教育および懲戒記録のコピーは、FERPA で許可された範囲内でのみ送信することができます。

IDEAのB部門は、機関に対して、障害のあるお子様による犯罪を当局に通報することを禁止してはいません。

法執行機関や司法当局が、障害のあるお子様による犯罪に法律を適用するのを禁止してはいません。



特別支援教育サービス・アラバマ州教育省
PO Box 302101 · Montgomery, AL 36130-2101 · (334) 694-4782 · speced@alsde.edu